

2021年9月1日 第一次策定

2021年11月16日 第二次策定

2022年7月15日 第三次策定

Lieffice 登録会員利用規約

南海電気鉄道株式会社(以下「運営者」という)が提供するシェアオフィスサービス「Lieffice」(以下「本サービス」という)の利用に関して、法人利用契約約款(以下「約款」という)第2条に定める登録会員が遵守すべき事項として、以下のとおり登録会員利用規約(以下「本規約」という)を定める。

(定義)

第1条 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味と定義する。

- (1) 「本サービス」とは、シェアオフィスサービス「Lieffice」をいう。
- (2) 「本施設」とは、本サービスの提供を行う施設をいう。
- (3) 「本件建物」とは、本施設を含む一体の建物をいう。
- (4) 「運営者」とは、本サービスの提供を行う南海電気鉄道株式会社をいう。
- (5) 「契約法人」とは、本サービスの利用にあたり、運営者との間で、本サービスの利用契約を締結した法人等をいう。
- (6) 「登録会員」とは、下記3種類の会員をいう。
 - ①契約法人に所属する役職員のうち、運営者の指定する方法により利用登録した役員
 - ②専用サイトより利用登録をした個人会員(従量課金プラン)、「通常会員」と記載している場合は、本登録会員のみを指すものとする。
 - ③専用サイトより利用登録をした個人会員(月額固定額プラン)、「月額会員」と記載している場合は、本登録会員のみを指すものとする。
- (7) 「ゲスト」とは、登録会員同伴の上で、本施設を利用することを認められた登録会員以外の者をいう。なお、複数名利用スペース(第(8)号にて定義する)を利用する場合、定員数から複数名利用スペースを実際に利用する登録会員数を控除した人数以下の者に限り、登録会員同伴の上で、ゲストに複数名利用スペースを利用させることができる。
- (8) 「専用サイト」とは、運営者が指定する本サービスを利用するための専用ウェブサイトをいう。
- (9) 「複数名利用スペース」とは、定員2名以上のブース席や個室等をいう。

(利用可能時間)

第2条

1. 登録会員およびゲストは、専用サイトに記載の営業時間内に限り本施設を利用すること

ができる。

2. 運営者は、休館日や臨時の営業時間短縮等の事前告知は専用サイトに掲載する等の方法により行う。
3. 本件建物および本施設における全館停電や警備上の理由その他の事由により、予告なく利用可能時間が変更もしくは営業中止となり、登録会員の予約が予告なくキャンセルとなる場合があることを、登録会員はあらかじめ承諾する。

(利用料金)

第3条

1. 本サービスの利用料金単価は、専用サイトに掲載される料金表に定めるとおりとする。
2. 予約時間の短縮またはキャンセルを行うことなく、予約開始時間が経過したときは、登録会員が予約登録した内容に従って本施設を利用したものとみなし、前項に定める利用料金が課されるものとする。

第4条 (利用料金の支払い方法)

1. 契約法人は、「①運営者からの請求に基づく支払い②契約法人に紐づく登録会員が保有するクレジットカードを利用する支払い」のいずれかを選択し、利用料金を支払うものとする。
2. 第1項で①を選択した契約法人は、第5条に定める利用料金について、毎月1日から末日までの1ヶ月間に本サービスを利用した各登録会員の利用料金の合計金額を、運営者からの請求に基づき、当該月の翌月末日までに運営者の指定する銀行口座へ振込む方法により支払うものとする。また、請求書の発行は原則専用サイト上で行うものとするが、契約法人は郵送手数料1,000円を支払うことで、運営者に対し請求書の郵送を求めることができる。なお、振込手数料は契約法人の負担とする。
3. 運営者は毎月5営業日までに請求金額が確定した旨を電子メールにより、第1項で①を選択した各契約法人に通知するものとする。ただし、運営者はシステムの不具合等により通知が遅延する場合は、その旨を専用サイトにて掲載するものとする。
4. 第1項で②を選択した契約法人は、各登録会員が専用サイトに初期ログインする際に各登録会員自身で利用料金の支払いに使用するクレジットカードの各種情報を申請するものとする。また、クレジットカードの申請が確認できない、および申請されたクレジットカードが適切でないと判断される登録会員については本サービスの利用ができないものとする。
5. 通常会員の支払い方法はクレジットカードのみとし、利用料金が発生した都度、支払うものとする。なお、有効期限切れ等により、支払い方法として登録したクレジットカードが失効した場合、通常会員は遅滞なく、代替のクレジットカードを登録しなければならない。

6. 月額会員の支払い方法はクレジットカードのみとし、毎月 20 日に翌月 1 ヶ月分の料金を支払うものとする。また、20 日以降に退会した場合、支払い済みである翌月分の料金は返金されないものとする。なお、有効期限切れ等によりにより、支払い方法として登録したクレジットカードが失効した場合、通常会員は遅滞なく、代替のクレジットカードを登録しなければならない。

(公租公課)

第 5 条

1. 前条に基づく利用料金、その他諸経費等課税対象項目に課せられる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は契約法人が負担するものとし、その消費税等額は課税対象項目の諸料金に付加して課税対象項目の支払いと同時に同一の方法で運営者に支払うものとする。
2. 消費税等の税率に変動があった場合、契約法人は、変動のあった日より当然に新税率が適用され、以後の賃料、共益費等の支払いについて新税率で計算された消費税等を運営者に支払うことをあらかじめ承諾する。

(利用方法)

第 6 条

1. 登録会員は専用サイトで予約登録をした上で、本施設を利用することができる。なお、利用希望日の 3 か月前から、15 分単位で予約ができる。
2. 本施設入退館の際は、専用サイトより発行されるスマートキー（もしくは本施設の入退館にかかる情報を付与された電子カード（以下「非接触型 IC カード」という））を用いて入館打刻および退館打刻を行うものとする。
3. 予約開始時間の 5 分前から入館可能とするが、座席の利用は予約開始時間以降とする。
4. 予約時間の変更・キャンセルは、予約開始時間 15 分前までに専用サイトより行うことができる。
5. 予約時間の延長は、予約終了時間までに専用サイトより行うものとする。ただし、他の登録会員の予約が入っている場合は延長できない。
6. 前項の手続きを行わずに予約終了時間を 5 分以上超えて退館した場合には、超過時間につき通常利用料金の 1.5 倍の金額が課されるものとする。
7. 入退館打刻が不完全な場合、一定時間の利用があったとみなし利用料金が課される場合がある。スマートキー（もしくは非接触型 IC カード）により、入退館打刻が確実に行われていることを確認するものとする。
8. 専用サイト以外の方法（電話、メール、口頭等）による予約登録および予約内容の変更等はできないものとする。
9. 通話およびオンライン会議は、本施設内の定められた場所でのみ行うことができるもの

とする。

10. 飲食は本施設内の定められた場所でのみ行うことができるものとする。ただし、臭気を発する飲食物や酒類の本施設内への持ち込みは禁止とする。
11. 登録会員およびゲストは本施設利用後、机・椅子や設備・備品等を原状に戻すものとする。
12. 登録会員およびゲストは、施設内に私物を放置せず、その管理を自己の責任において行うものとする。
13. ゴミは登録会員およびゲスト各自で片付け、廃棄または持ち帰るものとする。
14. 本施設の詳細な利用ルールは館内の掲示等に従うものとする。

(利用制限・禁止事項)

第7条

1. 登録会員およびゲストは、運営者の許可なく本サービスを利用する権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。
2. 登録会員およびゲストは、本施設の利用にあたり、次に掲げる行為またはこれに類似する行為を行ってはならない。
 - (1) 音、振動または臭気等を発するなどによる他の登録会員またはゲストに対する迷惑行為
 - (2) 居座りや物品の放置等による不当な占有行為
 - (3) 宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為
 - (4) 許可なく看板、ポスター等を設置すること
 - (5) 発火物や危険物等の持ち込み
 - (6) 本施設内での動植物の飼育や持ち込み
 - (7) 本施設内の什器・備品類等の持ち出しや落書き、その他本施設の原状を変更する行為
 - (8) 飲酒(試飲など業務上のものも含む)、喫煙運営者
 - (9) スマートキー(もしくは非接触型ICカード)の第三者への貸与または譲渡
 - (10) 本施設および本件建物について、登録会員の所属する法人等の住所、本店、または営業所の所在地として、名刺、ホームページ等に表示し、顧客または配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記すること
 - (11) 公序良俗に反する行為、その他運営者が不適切と判断する行為
 - (12) その他運営者や第三者に対する迷惑行為
3. 運営者は、登録会員またはゲストが前各項の禁止事項に違反していると疑われる場合、登録会員または登録会員の所属する契約法人等に対して当該行為の詳細について確認を求めることができるものとし、登録会員または登録会員の所属する契約法人等は合理的な範囲でこれに協力をするものとする。

(免責事項)

第 8 条 運営者は、次の各号に掲げる事由により登録会員およびゲストが被った損害については、その責を免れるものとする。

- (1) 登録会員およびゲストの私物・貴重品・電子データ等の紛失・盗難・破損または汚損等
- (2) 本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (3) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
- (4) 他の登録会員その他の第三者の責に帰すべき事由
- (5) 専用サイトや機器・設備のシステム障害や故障または保守・メンテナンス等

(不当行為による利用制限)

第 9 条

登録会員が下記の事由に該当する行為を行った場合、運営者の判断で、登録会員の以降の本サービスの利用を制限または禁止する場合がある。

- (1) 運営者や他の登録会員、ゲスト等に損害を与えまたは与える恐れがある行為を行ったと運営者が判断した場合。
- (2) 約款、本規約、館内に掲示しているルール等に違反する行為があった場合。

(セキュリティカメラの設置)

第 10 条

1. 運営者は、本施設における防犯及び秩序の維持を目的として防犯カメラを設置することができるものとし、登録会員は、運営者が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとする。
2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されるものとする。

(利用ログ情報の取得)

第 11 条

運営者は、登録会員およびゲストによる本施設の利用状況に関する情報(利用ログ)を収集し、統計データの作成や情報配信等、本施設の改良・品質の向上のために使用することができるものとし、登録会員はこれをあらかじめ承諾するものとする。

(退会)

第 12 条

通常会員及び月額会員が本サービスを退会するときは、退会を希望する日の 3 営業日前までに専用サイト問い合わせフォームより、退会を希望する旨を運営者に申し出るものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 13 条

1. 運営者は、登録会員およびゲストの情報、並びに本施設内に設置するセキュリティカメラの映像に含まれる個人情報について、法令等に従い次のとおり取り扱う。

(1) 個人情報の利用目的

運営者は取得した登録会員およびゲストの個人情報を次の目的のために利用する。なお、運営者は、必要な範囲で運営者が取得した個人情報を本サービスの委託先に提供することがある。

① 登録会員およびゲストの登録情報に関する利用目的

- a. 登録情報および利用実績等の管理
- b. 登録会員およびゲストへの連絡およびアンケートへの協力依頼
- c. 本サービスに関連した新しいサービスの開発およびその情報発信

② セキュリティカメラで撮影した映像に関する利用目的

- a. 本施設内における約款および本規約に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供
- b. 本施設の利用状況の確認および災害等有事の状況確認
- c. 本施設内における遺失物等の有無の確認

(2) 本条の定めによらず、運営者は、必要があると認められる場合は、登録会員、ゲストの個人情報を法令およびガイドラインの定めに従い、第三者に開示・提供することがある。

(3) 運営者は関係法令に従い提供された個人情報の適正な取り扱いと保護に努めるものとする。

(4) 個人情報に関して約款および本規約に定めのない事項については、運営者の定める下記の個人情報保護方針に準ずるものとする。

南海電気鉄道株式会社 プライバシーポリシー

<https://www.nankai.co.jp/policy.html>

(個人情報の取扱いに関する委託)

第 14 条

1. 登録会員は、ゲストと複数名利用スペースを利用する場合、当該ゲストが本施設へ入室

するためのスマートキー(もしくは非接触型 IC カード)の発行業務および当該ゲストの本施設利用履歴等の情報管理業務を運営者に委託することができるものとする。

2. 登録会員が前項の業務を運営者に委託する場合、登録会員は、運営者に対してゲストの氏名、勤務先、メールアドレス等管理運営者が指定する情報を提供する。なお、運営者は、複数名利用スペース利用後に、登録会員より提供されたゲストに関する情報を速やかに廃棄する。

(本規約の改定)

第 15 条

1. 運営者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約(第 3 条の利用料金を含む)を改定できるものとする。なお、改定した本規約の効力は全ての登録会員に及ぶものとし、登録会員はこれを異議なく承諾するものとする。
2. 運営者は、本規約の全部または一部を改定する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の 2 週間前までに本施設に掲示し、または、専用サイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを契約者および登録会員に告知する。

以上